

【資料編】

外来・在宅ベースアップ評価料 届出様式の記載方法

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届出する医療機関の場合

厚生労働省 保険局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

様式95を入力する前に

賃金改善の対象職種

ベースアップ評価料の対象は、主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）であり、以下に示すとおりです。専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行うものは含まれません。【項目4関連】

薬剤師

保健師

助産師

看護師

准看護師

看護補助者

理学療法士

作業療法士

視能訓練士

言語聴覚士

義肢装具士

歯科衛生士

歯科技工士

歯科業務補助者

診療放射線技師

診療工ックス線技師

臨床検査技師

衛生検査技師

臨床工学技士

管理栄養士

栄養士

精神保健福祉士

社会福祉士

介護福祉士

保育士

救急救命士

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師

柔道整復師

公認心理師

診療情報管理士

医師事務作業補助者

その他医療に従事する職員

（医師及び歯科医師を除く。）

参考シートを入力する前に

賃金改善対象職員の給与総額

下表の対象期間①の1月当たりの平均の対象職員の給与総額を確認してください。【項目3（1）関連】

対象職員の給与総額

賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上します。ただし、役員報酬は含めないでください。

外来・在宅ベースアップ評価料（I）等の算定回数・金額の見込み

下表の対象期間②の1月当たりの平均の「初診料等」「再診料等」「訪問診療料（同一建物以外）」「訪問診療料（同一建物）」の算定回数を確認してください。【項目3（2）関連】

算出（届出） を行う月※	対象期間① （給与総額用）	対象期間② （算定回数用）	算定開始月
3月	前年3月～2月	前年12月～2月	4月
6月	前年6月～5月	3月～5月	7月
9月	前年9月～8月	6月～8月	10月
12月	前年12月～11月	9月～11月	翌年1月

※算出（届出）を行う月

新規の場合、届出月以前で最も近い月。
例：令和6年5月（6月の最初の開庁日を含む）に届出を行う場合には、令和5年3月～令和6年2月が給与総額用の対象期間、令和5年12月～令和6年2月が算定回数用の対象期間となります。新規の場合は、届出月の翌月からの算定が可能です。

参考シートを入力する前に

給与総額と基本給等総額

ベースアップ評価料における給与総額と基本給等総額は以下のように考えます。

例) 一般的な給与明細

給与
総額

基本給	住居手当
調整手当	家族手当
役職手当	通勤手当
資格手当	
その他毎月支払われる手当	

賞与※や法定福利費の事業主負担分

超過勤務手当	休日勤務割増手当
夜勤手当	交代勤務手当
深夜割増手当	呼出手当
その他都度支払われる手当	

基本給等総額

(= 基本給及び決まって毎月支払われる手当)

※基本給及び決まって毎月支払われる手当に連動して引きあがる賞与や法定福利費の事業主負担分は、ベースアップによる賃金改善分に含めることができます。ただし、業績に連動して引き上がった部分はベースアップによる賃金改善分には含めません。

役員報酬はこれらに含まれません

計画書を入力する前に

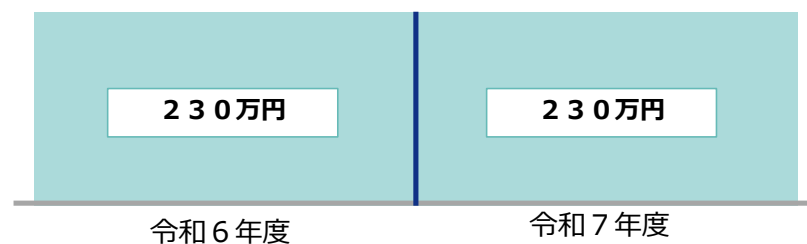
賃金引き上げ実施方法

ベースアップ評価料を算定した場合の賃上げへの配分方法について、以下の2つのパターンが考えられます。【項目I（1）関連】

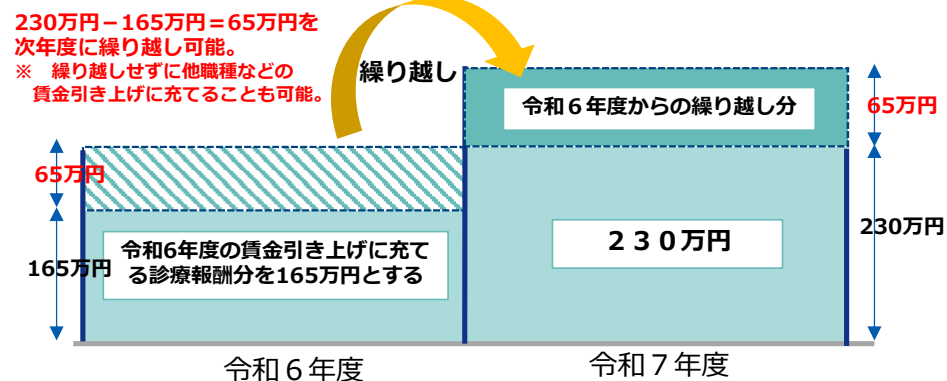
【例：令和5年度の給与総額が1億円であった場合】（2年間のベースアップ評価料の算定額の見込み）

1億円×2.3%×2年間=460万円
(賃金の引き上げに充てる額)

(パターン1)
令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法



(パターン2)
2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



計画書を入力する前に

賃金改善実施期間とベースアップ評価料算定期間

- ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日（月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日）から算定が可能です。ベースアップ評価料算定期間中は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要がありますので、賃金改善実施期間の開始月は、ベースアップ評価料算定期間の開始月以前に設定してください。【項目Ⅰ（2）（3）関連】
- 令和6年6月からベースアップ評価料を算定する場合には、令和6年6月から賃上げを実施する必要がありますが、令和6年4月及び5月から賃上げを実施する場合には、令和6年4月及び5月も賃金改善実施期間に含めることができます。【項目Ⅰ（2）（3）関連】
- 計画書は毎年度作成が必要ですので、賃金改善実施期間・ベースアップ評価料算定期間ともに、年度内の範囲で設定してください。【項目Ⅰ（2）（3）関連】

ベースアップ評価料算定金額と賃金改善

- ベースアップ評価料による算定金額（＝収入）の見込みは、（参考）シートで入力した1月当たりの平均の「初診料等」「再診料等」「訪問診療料（同一建物以外）」「訪問診療料（同一建物）」の算定回数とベースアップ評価料を算定する月数により、計算されます。【項目Ⅲ－1関連】
- ベースアップ評価料による算定金額（＝収入）は全額をベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ）に充当する必要があります。令和6年度の算定金額は令和7年度の賃金の引き上げのために繰越が可能です。【項目Ⅲ－2関連】
「全体の賃金改善の見込み額」 \geq 「算定金額の見込み（繰越額調整後）」とする必要があります。

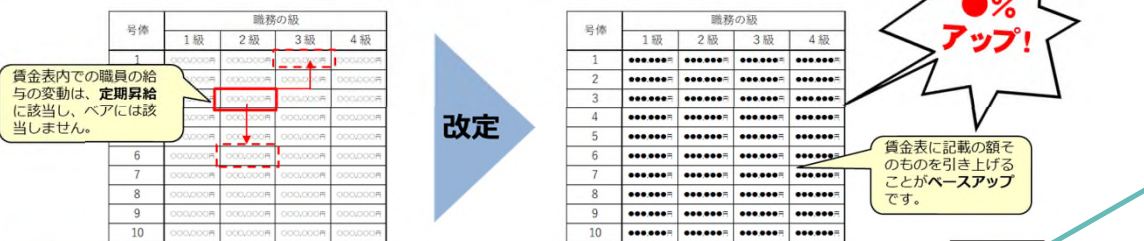
計画書を入力する前に

賃金引き上げを行う方法

- 前述のとおり、ベースアップ評価料による算定金額（＝収入）は全額をベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ）に充当する必要があります。【項目Ⅲ－２、XI関連】

ベースアップの考え方

「ベースアップ（ベア）」とは、賃金表の改定等により賃金水準を引き上げることを行います。



ベースアップに含めることができるもの（例）

- 賃金表等の改定等による賃金水準の引き上げ
- 給与規程や雇用契約に定める基本給の引き上げ
- 毎月支払われる手当の増額・新設

これらに連動して引きあがる賞与分や事業主負担の増額分も含まれます。

ベースアップに含めることができないもの（例）

- 定期昇給など従来から予定されている基本給の引き上げ
- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設

業績に連動して引き上がる賞与については対象外です

賃金表がない場合

賃金表がない医療機関の場合は、給与規程や雇用契約に定める基本給等について、引き上げを行います。

なお、基本給等とは、決まって毎月支払われる給与や手当のことを指し、例えば、年俸制で1年に1回定められる額の1月当たり分もこれに該当します。

賃金表がない医療機関では、「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です。

最後に

電子メールでの届出のお願い

- 作成した様式は、医療機関がある地方厚生（支）局の都道府県事務所の専用メールアドレス（地方厚生（支）局のウェブサイトもしくは以下の「ベースアップ評価料特設ページ」をご覧ください）に Excel ファイルを提出することにより行ってください。メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面での提出も可能です。
- 添付する Excel ファイルのファイル名に医療機関コードを記載してください。
例) 9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx
- メール本文にも、署名等により医療機関名及び連絡先を記載してください。
- 令和6年6月からの算定を予定している医療機関は、5月17日（金）までの提出へのご協力をお願いいたします。

オンラインセミナー資料

令和6年度診療報酬改定と賃上げについて
～今考えていただきたいこと（病院・医科診療所の場合）～
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001211794.pdf>



診療報酬改定説明資料

令和6年度診療報酬改定の概要【賃上げ・基本料等の引き上げ】
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001224801.pdf>



ベースアップ評価料特設ページ

ベースアップ評価料等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/0000188411_00053.html



こちらもご覧ください